

第15次漁業権切替えに伴う漁場計画等の基本方針（内水面）

（基本方針）

第1 漁場計画は、公共水面において漁業上の総合的利用を図り、漁業生産力を維持発展させるために漁業の免許をする必要があると認められ、かつ、漁業権漁場として増殖漁場適地と認められるとともに、漁業権の内容が経済的に価値のあるものであること、更に、免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り樹立するものとする。

（公共事業との関連）

第2 将来、公共事業の実施が予定される河川湖沼における漁場計画は、原則としてその漁業権を免許することが公益上支障を来さない場合に限り樹立するものとする。ただし、この場合にあっては関係機関と十分協議し、漁業の内容が具体的に公益に与える影響を勘案し、支障を及ぼさぬよう配慮するものとする。

（他の法令との関係）

第3 漁業区域の全部又は一部が、他の法令に定める区域にあるときは、当該区域を管理する長に協議し、調整を図るものとする。

（石川県漁業調整規則との関係）

第4 漁場計画は、石川県漁業調整規則と整合性を持って樹立するものとする。

（共同漁業の漁場計画）

第5 共同漁業の漁場計画は、次の事項を基本におき樹立するものとする。

- 1 河川において漁業権を設定する場合、一河川一漁業権を原則とするが、河川の形状・水産動植物の棲息分布・増殖等の特徴及び流域の社会的経済的条件からみて、この原則の適応が困難と認められる場合はこの限りでない。
- 2 新規の漁場計画は、漁業調整及び公益上支障がないと認められる場合で、かつ、地域の漁業生産の維持発展に寄与する場合以外は樹立しないものとする。
- 3 漁業権設定の対象となる水産動植物は、当該内水面の自然的条件が増殖に適し、かつ、種苗放流又は産卵床造成等の積極的人為手段により増殖が可能と認められるものとする。
- 4 免許の内容である漁業の種類・漁業の名称・漁業の時期・漁場区域等については、近年の河川湖沼環境・水産動植物の棲息分布・資源量及び種苗生産技術の発達・社会的経済的需要の変化に対応して見直す

ものとする。

5 河川湖沼における水産動植物の生育環境を保全する観点から、ブラックバス、ブルーギル等の外来魚については免許の対象としない。

(増殖計画)

第 6 増殖計画は、次の事項を基本におき作成を指導するものとする。

- 1 増殖計画については、漁場環境の変化、種苗供給状況及び漁業権者の経済的負担能力等を勘案し見直すものとする。
- 2 種苗放流については、環境に配慮した種苗の放流に努めるとともに、当該河川湖沼における在来種の保全に留意するものとする。

(区画漁業の漁場計画)

第 7 区画漁業の漁場計画は、次の事項を基本におき樹立するものとする。

- 1 休漁漁場（平成 30 年から令和 4 年の間）で、今後経営の見通しのない漁場については漁場計画を樹立しないものとする。
- 2 新規の漁場計画は原則として樹立しないものとする。ただし、増養殖技術の開発等により、新たに免許の必要性が生じた場合で漁業調整上又は公益上特に支障のない場合に限り漁場計画を樹立するものとする。
- 3 原則として一魚種一漁業権とする。ただし、漁場及び資源の高度利用上真に必要と認められる混養等の場合はこの限りでない。
- 4 漁業の時期は養殖業を営む期間とする。

(漁業権切替えの日程)

第 8 漁場計画の公示及び漁業権免許及び行使・遊漁規則認可までの日程は別表日程表のとおりとする。

(漁場計画の変更)

第 9 一斉切替えの時期に漁場計画を作成した後も、必要に応じて水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進する漁場利用の変化、社会経済的状況や環境の変化に応じて、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら漁場計画を検討し、見直すこととする。

(遊漁料の改定)

第 10 近年の社会環境の変化及び経済的要因から、必要に応じて遊漁料の改定を行うものとする。

(附則)

第 11 この方針は令和 4 年 4 月 27 日より施行する。